

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

## 告 示

○宮城県告示第七十六号

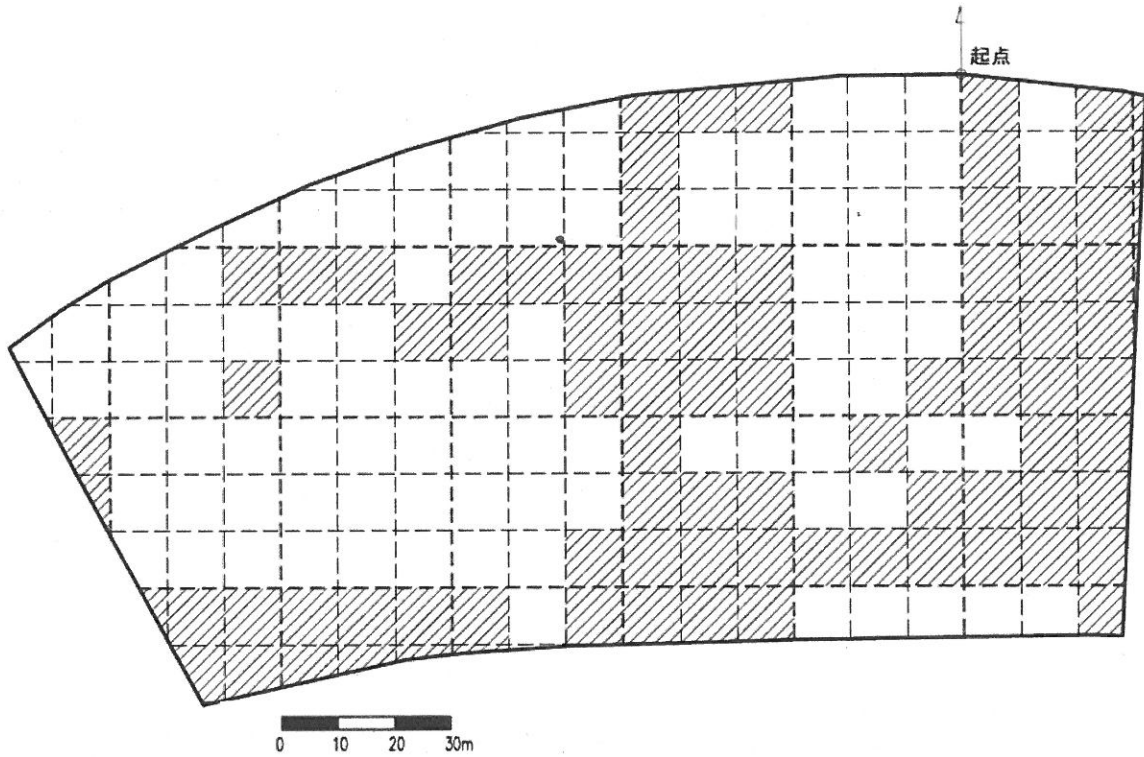
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、形質変更時要届出区域として、次のとおり指定する。

平成三十一年三月十二日



宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 形質変更時要届出区域

栗原市鷲沢南郷新反田七番の一部とし、次の図のとおりとする。



凡例

	形質変更時要届出区域
	敷地境界

< 起点 >

起点は、対象地の北端とする。

< 格子の回転角度 > 0°

格子の回転角度は、起点を通り東西方向及び南北の方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として右回りに回転した角度を示す。

< 区域指定の面積 >

形質変更時要届出区域の面積 ; 7,720.88 m<sup>2</sup>

二 形質変更時要届出区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物  
三 形質変更時要届出区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類  
ほう素及びその化合物

○宮城県告示第百七十七号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。  
平成三十一年三月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 ○四五〇五〇〇三六八	事業所の名称及び所在地 気仙沼市マザーズホーム 気仙沼市松崎柳沢二百十六番一八	指定障害児通所支援の種類 保育所等訪問支援	設置者名 社会福祉法人 気仙沼市社会福祉協議会	指定年月日 平成三十一年四月一日
---------------------	---	--------------------------	-------------------------------	---------------------

○宮城県告示第百七十八号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の十九第二項の規定により指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。  
平成三十一年三月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 ○四五二七〇〇五一	事業所の名称及び所在地 みーちゃんち 黒川郡大和町吉岡上道下三十五番一	廃止する指定障害児通所支援の種類 放課後等デイサービス	設置者名 特定非営利活動法人幸創	廃止年月日 平成三十一年三月三十一日
--------------------	---	--------------------------------	---------------------	-----------------------

○宮城県告示第百七十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成三十一年三月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 ○四二二七〇〇七一八	事業所の名称及び所在地 ヘルバーステーション 黒川郡大和町杜の丘 二丁目十六番地三エ ンジェルコートC一〇一	指定障害福祉サービスの種類 居宅介護 重度訪問介護	設置者名 株式会社颯	指定年月日 平成三十一年三月一日
---------------------	--	---------------------------------	---------------	---------------------

○宮城県告示第百八十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条の三十第一号の規定により告示する。  
平成三十一年三月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 ○四三二四〇〇三九八	事業所の名称及び所在地 サポートケア亙理ありのまま舎基幹相談支援センター 亙理郡亙理町字古館六十一番一七	指定一般相談支援の種類 地域移行支援 地域定着支援	設置者名 社会福祉法人 ありのまま舎	指定年月日 平成三十一年三月一日
---------------------	--	---------------------------------	--------------------------	---------------------

○宮城県告示第百八十一号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条第一項の規定により、次のとおり肥料の登録をした。  
平成三十一年三月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩